

嘉庫 嘉悦大学学術リポジトリ Kaetsu

## University Academic Repository

A Case Study of Judgement by Tokyo District  
Court on March 4, 2020

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-12-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小菅, 成一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/985">https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/985</a>

## 判例研究

# 会計帳簿等の閲覧等を請求した株主の完全子会社の営む事業と請求された会社の業務とが競争状態にあるとして 閲覧等請求の拒絶が認定された事例

(東京地裁令和2年3月4日判決／LEX/DB25584434)

A Case Study of Judgement by Tokyo District Court on March 4, 2020

小 菅 成 一\*

Seiichi KOSUGA

### <要約>

本件は、会社（被告）の総株主の議決権の100分の3以上を有する株主（原告）が当該会社の役員に対する責任追及等に係る調査のため、会社法433条1項に基づき会社に対し会計帳簿等の閲覧等を請求したところ、拒絶されたため、閲覧等請求に係る訴訟を提起した事案である。本件事案に対し裁判所は、会計帳簿等の閲覧等の請求をした株主が営む事業と請求された会社の業務とが競争関係にある場合だけでなく、請求した株主がその完全子会社と一体的に事業を営んでいると評価することができ、当該子会社の事業と請求された会社の業務とが競争関係にある場合にも、会社法433条2項3号に基づき、会社は閲覧等の請求を拒絶することができるとした。

会社法433条2項3号に係る事案はこれまでも存するが、本件事案は、会計帳簿等の閲覧等の請求をなした株主の完全子会社の営む事業と閲覧等の請求がなされた会社の業務（現在営んでいる業務および近い将来営む蓋然性の高い業務）とが競争関係にある場合にも、会社法433条2項3号の拒絶事由に該当することが示された点で特徴を有するといえる。本稿では、会社法433条2項3号に係る過去の事例や学説等を取り上げつつ、本判決につき検討する。

### <キーワード>

会計帳簿等の閲覧等請求、会社法433条2項3号、請求者の完全子会社、被請求者が実際に営んでいる業務および近い将来営む蓋然性が高い業務、過去の被請求者の業務に係るノウハウ

---

\* 嘉悦大学経営経済学部 教授

## 1 事実の概要

Y社（被告：東洋エンタープライズ株式会社）は、平成11年6月17日に設立された住宅等に使用される建築資材（フローリング材等）等を中国から輸入して国内販売することを主な業務とし、平成12年頃から、新築・増改築リフォーム等を業とするA社に建設資材を販売しており、平成13年頃からは、中華人民共和国に所在する子会社であったB社（訴外：煙台提案生活木業有限公司。変更前の商号は東洋三栄木業有限公司）に、建築資材を製造加工させ、国内に輸入して販売していた。

X社（原告：株式会社クロニクル）は、平成18年8月1日に設立された不動産の売買や住宅のリフォーム工事等を目的とし、平成27年11月からはオリジナルの住宅設備や建材のオンライン販売を行っていたところ、平成28年4月、Y社から建築資材を購入する取引を開始し、同年5月23日、Y社との間で、取引基本契約を締結し、リフォーム工事の現場で使用する建築資材をY社から継続的に仕入れるようになった。

X社とY社との間の上記取引中、Y社はその資金繰りに2,000万円が必要となったことから、平成28年8月末、X社は、Y社からB社の全株式を1,000万円で取得し、また、Y社における1,000万円の増資を引受けることとなり、さらに、X社とY社との間の取引が継続することを前提に、X社の代表者がY社の取締役役に就任するとともに、Y社の代表者が引き続きB社の代表者を務めた。

Y社は、A社から平成26年8月31日頃に1,000万円を借り入れていたが、A社と合併で設立した建具を製造・輸出する会社であるC社の持分（総持分の70%）を平成29年6月頃にA社に譲渡した。

X社は、完全子会社となったB社の資金繰りを検討するに伴い、B社の建築資材等がC社に流出し、Y社がB社に支払うべき未払債務があることを疑うようになった。平成29年4月、B社はその代表者であったY社代表者を解任した。その後、B社はY社の関与なく原材料を仕入れて建築資材を加工し、それを完全親会社であるX社に供給している。

平成29年5月24日、B社はY社に対し、平成28年7月5日から平成29年4月2日までの建築資材の残代金として合計3,135万4,877円を請求する内容証明郵便を送付した。これに対して、Y社は、平成29年6月8日頃、B社に対して、1,272万5,218円の相殺後残債権を請求する内容証明郵便等を送付するとともに、X社に対して、平成28年7月から同年11月までの建築資材の残代金として1,491万4,844円を請求する内容証明郵便を送付した。また、Y社は、平成29年3月期に係る決算書類等を株主であるX社に送付した上で、同年6月26日に定時株主総会を開催し、X社代表者をY社の取締役から解任した。

平成29年6月30日、X社は、Y社の代表者に対して株主代表訴訟等を提起するなどの必要性から、Y社に対し会社法433条1項に基づき、Y社の平成27年3月期から同29年3月期までの会計帳簿（以下、「本件会計帳簿等」とする）等の閲覧謄写を求めたが、同年7月3日、Y社はこれを拒絶する旨をX社に回答した。

そこで、X社は、①Y社の平成29年3月期の売上原価が前年3月期と比較して急増した理由を究明し、同社において不当な財産の流出がされていないか検証するため、売上原価が急増した前後の総勘定元帳のうち仕入れの概要が記載された勘定科目「仕入高」に係る部分を確認する必要があること、②Y社の会計経理の適正化の見地から、同社の粉飾決算に係る違法行為差止請求権・株主提案権を行使し、Y社の役員の責任追及のため、平成27年3月および4月、平成28年3月および4月、平成29年3月および4月における売上高ならびに売上原価の詳細、各月の総勘定元帳のうち売上および仕入の概要が記載された勘定科目「売上高」「売掛金」「仕入高」に係る部分、仕入日記帳、同帳簿に記載された売上および仕入に係る契約書、請求書、領収書、発注書、納品書を確認する必要があること、③Y社のA社に対する1,000万円の貸金返還債務の消滅事由の解明のため、平成29年3月期の総勘定元帳のA社借入欄の帳簿の開示のみでは判別できないから、本件会計帳簿等の確認が必要であること、などと主張し、本件会計帳簿等の閲覧等を求める訴訟（以下、「本件訴訟」とする）を提起した。

本件訴訟にあたり、Y社は、①X社の業務は、建築資材の国内販売という観点から、A社やB社等からフローリング材等を買付け、当該商品を国内の業者・個人に販売しており、その業務がY社と競合していること、②X社は、かつてのY社と同様にリノベーション事業に不可欠な住居用の建築資材の製造までを一貫して手中に収めようと画策したが、安価なフローリング材等の原材料入手ルートを確認できず、競合関係にあるY社が利潤を上げるために長年努力して培った仕入れのノウハウ（建築資材の原材料等の調達に係る）を入手するため本件訴訟を提起したものであること（①②は会社法433条2項3号の拒絶事由に該当する）、③X社の本件会計帳簿等の閲覧等の目的が、自社および子会社B社の建設資材等の原料等の仕入れルートを手に入るといった自社の利益確保のためであること、④X社の本件訴訟の提起が、Y社代表者が自宅兼事務所において1人で営業活動を行っているにもかかわらず、本件訴訟に対応させることで当該営業活動に向ける時間を割かせるといった嫌がらせを目的としており、権利濫用にあたること（③④は会社法433条2項1号の拒絶事由に該当する）、などと主張した（X社側の競争関係に係る主張については、以下の判旨の中でも取り上げられているので参照されたい）。

なお、本件訴訟中、Y社は、①平成27年3月期から平成29年3月期の総勘定元帳のうち荷造運賃およびA社からの長期借入金に係る部分、②平成27年3・4月、平成28年3・4月、平成29年3・4月分の勘定科目中の「売上高」「売掛金」「仕入高」に係る部分と仕訳日記帳について、仕入先や取引先を黒塗りにした上で証拠として提出している。

## 2 判旨（請求棄却）

「会社法433条2項3号所定の『当該株式会社の業務』とは、当該株式会社が実際に営んでおり又は近い将来営む蓋然性が高い業務をいうものと解される。そして、『請求者が

当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業』とは、単に請求者の事業と相手方会社の業務とが競争関係にある場合に限るものではなく、請求者がその完全子会社と一体的に事業を営んでいると評価することができるような場合において、その子会社の事業が相手方会社の業務と競争関係にあるときも含まれると解するのが相当である。

そこで検討するに、(略)、Y社は、原材料を仕入れ、子会社であったB社に建築資材(略)を中国において加工させた上で、それを国内に輸入して販売する業務を主として行っていたところ、建築資材(略)について、材料の仕入れ、加工、輸入を行い、それをリフォーム工事等に使用するX社に安定的に供給することを前提に、B社の全持分をX社に譲渡したが、X社との関係が悪化した結果、現在、X社は、Y社と取引をすることなく、完全子会社となったB社を通じて、建築資材(略)の供給を受け、リフォーム工事等で使用していることが認められる。

そうすると、X社及びその完全子会社であるB社が現に一体的に行っている事業のうち、建築資材(略)の原材料の仕入れ及び輸入等の事業は、Y社が以前に行っていた業務と同一であり、Y社の業務と実質的に競争関係にある事業(会社法433条2項3号)というべきである。

加えて、X社及びB社は、Y社の債権者ないし債務者として、Y社との間で紛争(訴訟)が生じており、本件会計帳簿等の閲覧等の請求に債権回収等の目的が一定程度あることは(略)否定できないこと、既にY社の収入及び支出が一定程度明らかになっており、更なる開示が株主代表訴訟等の提起に必須とまでいえないことなどに照らせば、会社法433条2項3号の拒絶事由を限定的に解すべき事情があるとも言えない。

この点、X社は、買い付けた中古マンションのリノベーションに当たり、元請業者にフローリング材等を提供するにとどまり、同製品を国内の業者や個人に販売しているわけではなく、X社Y社の各販売行為は、市場において競合することはないと主張する。しかし、(略)、X社及びB社が一体的に行う事業のうち、原材料を仕入れて建築資材(略)を輸入する部分については、Y社が以前に行っていた業務と同一である上、X社はオリジナルの住宅設備や建材のオンライン販売も行っているのであるから(略)、建築資材(略)の販売の市場における競業も否定できない。

また、X社は、Y社が、現状、事業展開が行き詰まり、平成29年9月から代表者個人だけで自宅において営業活動をしていることを指摘する。しかし、Y社が以前に行っていた上記業務における仕入先及び販売先等のノウハウはY社の企業価値を構成するというべきであり、Y社代表者の供述によれば、規模を縮小したものの、Y社が上記ノウハウを利用してA社等と取引を行っていることがうかがわれ、Y社が上記ノウハウを利用して業務を行うことが全くできないというべき事情は認められない。」とし、X社のY社に対する本件会計帳簿等の閲覧等の請求を棄却した。

### 3 研究

#### 3.1 本判決の特色

本件は、会社（被告）の総株主の議決権の100分の3以上を有する株主（原告）が当該会社の役員に対する責任追及等に係る調査のため、会社法433条1項に基づき会社に対し会計帳簿等の閲覧等を請求したところ、拒絶されたため、閲覧等請求に係る訴訟を提起した事案である。本件事案に対し裁判所は、会計帳簿等の閲覧等の請求をした株主の営む事業と請求された会社の業務とが競争関係にある場合だけでなく、請求者である株主がその完全子会社と一体的に事業を営んでいると評価することができ、当該子会社の事業と請求された会社の業務とが競争関係にある場合にも、会社法433条2項3号（以下、会社法433条2項につき「本項」とする）に基づき、被請求者である会社は閲覧等の請求を拒絶することができるとした。

本項3号に係る事案はこれまでも存するが、本件事案は、会計帳簿等の閲覧等の請求をなした株主の完全子会社の営む事業と閲覧等の請求がなされた会社の業務（現在営んでいる業務および近い将来営む蓋然性の高い業務）とが競争関係にある場合にも、本項3号の拒絶事由に該当することが示された点で特徴を有するといえる。以下、本判決につき検討していきたい。

#### 3.2 株主による会計帳簿等の閲覧謄写請求権

##### 3.2.1 制度の趣旨

株主は、株式会社の実質的所有者たる地位に基づき、株主総会において議決権（会社法308条1項）を行使し会社の基本的な意思決定に参加するのみならず、会社の業務執行に対する監督是正権（取締役・執行役の違法行為差止請求権〔会社法360条・422条〕、取締役等の責任追及のための訴訟提起権〔会社法847条〕等）を有しているが、この権利を有効適切に行行使するため会社の業務および財産の状況に関する正確かつ詳細な情報を入手する必要がある<sup>1)</sup>。この点、会社法は、株主ほか債権者、親会社社員に対し会社の計算書類およびその附属明細書の閲覧権を付与しているが（同法442条）、計算書類等はオリジナルな書類ではなく、概括的な記載内容にとどまるため、会社の経理について必ずしも十分な情報を提供するものとはいえないことから、会社法では一定の株主、すなわち、総株主の議決権の100分の3以上の議決権または発行済株式の100分の3以上の株式を有する株主に対し、会社の営業時間内であればいつでも、会計帳簿またはこれに関する資料の閲覧謄写（本判決のいう「会計帳簿等の閲覧等」）を請求する権利を認めている（会社法433条1項）。会社法433条は、平成17年改正前商法（以下、「旧商法」とする）293条ノ6および7を前身とするものである<sup>2)</sup>。

会計帳簿等の閲覧等を請求する株主は、会社に対し請求の理由を明らかにする必要があるが（会社法433条1項後段）<sup>3)</sup>、閲覧を求める理由や閲覧させるべき会計帳簿等の範囲を

会社が認識できるように、具体的に記載されなくてはならないという（最判平成2・11・8判時1372号131頁）。しかし、請求の理由を基礎付ける事実が客観的に存することを証明する必要はないと解されている（最判平成16・7・1民集58巻5号1214頁）。

### 3.2.2 閲覧等請求の拒絶

株主による会計帳簿等の閲覧等請求権の行使により、会社業務の円滑な執行が阻害され、企業秘密等の情報の漏洩の危険がある<sup>4)</sup>。その一方で、取締役が自己の利益のために閲覧等請求を拒絶するおそれもあるため、それを防止する必要もある<sup>5)</sup>。この点、会社法では、会社が株主からの会計帳簿等の閲覧等請求を拒絶できる事由を列挙している（同法433条2項各号を参照）。例えば、本件において、Y社は、X社の閲覧等請求の目的が建設資材等の原料等の仕入れルートを入手するといった自社の利益のためであり、それが会社法433条2項1号に係る拒絶事由に当たると主張しているが、本項1号では、株主が権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行っていることを会社側が証明した場合、当該会社は閲覧等請求を拒絶できると規定する。

本件事案では、会社法433条2項3号が主な争点となったが、本項3号では、会計帳簿等の閲覧等の請求者である株主が被請求者である会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるとき、会社は閲覧等を拒絶できると規定する。この規定の趣旨は、株主が会社の競争者である場合、当該競争者が会計帳簿等の閲覧等の権利を行使して会社の企業秘密を探り、これを自らの競争に利用しまたは他の競争者に知らせることを許せば、会社の利益を害すことになるため、そうした危険を防止するためであるという（東京地決平成6・3・4判時1495号139頁〔以下、「平成6年決定」とする〕、東京地判平成19・9・20判時1985号140頁〔以下、「平成19年判決」とする〕、最決平成21・1・15民集63巻1号1頁〔以下、「平成21年最決」とする〕<sup>6)</sup>）。

なお、会社法433条2項3号については、請求者が本項3号で定められた者であるという客観的事実（請求者と被請求者とが実質的に競争関係にあるという事実）のみで足りるのか、これに加えて会計帳簿等の閲覧等によって知り得た企業秘密等の情報を競争関係に利用しようとする具体的意図（主観的要件）も必要であるかが争われてきた。すなわち、①通説的見解とされる主観的要件不要説<sup>7)</sup>、②主観的要件必要説<sup>8)</sup>、③主観的意図推定説（被請求者側は客観的事実の存在を証明すれば足りるが、請求者側で主観的意図の不存在を証明すれば閲覧等請求権を行為することができるとする見解<sup>9)</sup>、などが主張されてきた。このうち最高裁（平成21年最決）は、主観的要件不要説を採っている。

### 3.3 本判決について

#### 3.3.1 会社法433条2項3号所定の「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み」の意義

本判決は、会社法 433 条 2 項 3 号所定の「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み」の意義について、「単に請求者の事業と相手方会社の業務とが競争関係にある場合に限るものではなく、請求者がその完全子会社と一体的に事業を営んでいると評価することができるような場合において、その子会社の事業が相手方会社の業務と競争関係にあるときも含まれると解するのが相当」であると判示する。

会計帳簿等の閲覧等の請求者と関わりのある企業の営む事業と被請求者の営む業務とが競争関係にある場合、被請求者が請求者の閲覧等を拒絶できるか否かについては、本項 3 号の前身である旧商法 293 条ノ 7 第 2 号が、請求者たる株主について、「株主ガ会社ト競業ヲ為ス者ナルトキ、会社ト競業ヲ為ス会社ノ社員、株主、取締役若シクハ執行役ナルトキ又ハ会社ト競業ヲ為ス者ノ為其ノ会社ノ株式ヲ有スル者ナルトキ」と定め、このうちの「会社ト競業ヲ為ス者ノ為其ノ会社ノ株式ヲ有スル者」に関連し、例えば、親会社が競業者であり、その子会社が被請求者たる会社の株式を有する場合、子会社が親会社の完全な支配に服している限り、当該子会社からの閲覧等の請求も拒絶できると解されていた<sup>10)</sup>。

また、裁判例では、有価証券の保有・運用等を事業目的とする（会計帳簿等の閲覧等の）請求者が、放送事業を営む被請求者に対し、被請求者が所有する投資有価証券の明細を記録等した有価証券台帳等の閲覧等を求めたものの（請求者の完全親会社はインターネット通信事業等を営み、当該親会社はその子会社である請求者を通じて被請求者の株式の取得や業務提携の提案等を行っていた）、それが拒絶されたため、請求者側が被請求者の役員の実任追及等のため会計帳簿等の閲覧等を求めて訴えをした事案があるが、裁判所（平成 19 年判決）は、「旧商法においても、（略）会計帳簿の閲覧等の拒絶事由として、閲覧等の請求者が会社と競業をする者であるときだけでなく、請求者が会社と『競業ヲ為ス者』のために当該会社の株式を有する者であるときをも規定しており（293 条ノ 7 第 2 号）、親会社が競業社である場合の完全子会社もこれに当たると解されていた。そして、会社法は、旧商法が定めていた会計帳簿の閲覧等の拒絶事由の実質をほぼ維持して、改めて会計帳簿の閲覧等の拒絶事由を定めたものである。そうだとすると、請求者が相手方会社と競争関係にある会社の完全子会社であるような場合に、請求者自身が競争関係にある事業を営んでいないとして、会社法 433 条 2 項 3 号所定の拒絶事由に該当しないと解するのは、上記会社法の制定経緯に沿うものということとはできない」こと<sup>11)</sup>、「会社法 433 条 2 項 3 号所定の『請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業』を営む場合とは、単に請求者の事業と相手方会社の業務とが競争関係にある場合に限るものではなく、請求者（完全子会社）がその親会社と一体的に事業を営んでいると評価することができるような場合には、当該事業が相手方会社の業務と競争関係にあるときも含むものと解するのが相

当である」としつつ、請求者は親会社の完全な支配に服し、親会社と請求者とは一体的に事業を営んでいると評価できることや、親会社がインターネット通信事業ほか放送事業を営んでおり、被請求者と放送事業という点で競争関係にあることなどから、請求者の閲覧等の請求を拒絶することができる」と判示した<sup>12)</sup>。

平成19年判決の解釈に対し学説は概ね賛同している。すなわち、①完全子会社が実質的に親会社の一部門にすぎない場合や形式的には法人格が異なっても複数の企業が一体として事業を営んでいるような場合、当該親会社は、本項3号にいう「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業」を営んでいる場合に当たるとする見解<sup>13)</sup>、②請求者が親会社の支配に服しているような場合、請求者が会計帳簿等の閲覧等により知得した企業秘密を親会社に知らせる蓋然性が高いため、両社の法人格を異にしていることを理由に請求者が本項3号所定の拒絶事由に該当しないと解することは、同号の趣旨に反するとする見解<sup>14)</sup>、③請求者が競業者の完全子会社である場合には、親子会社で「一体的に事業を営んでいる」という認定がなくても、請求者から親会社に情報が伝達される危険性に鑑み、常に閲覧請求が拒否されるべきであると見解<sup>15)</sup>、などが主張されている<sup>16)</sup>。

本判決の立場は、請求者の完全親会社と完全子会社という点で異なるものの、基本的に平成19年判決に依拠しているものといえる。会計帳簿等の閲覧等を行った請求者が閲覧等を通じて被請求者の企業秘密等を伝達する行為は、伝達対象者につき、被請求者と競争関係にある親会社のみならず、子会社であることも十分に考えられるところである。とくに、完全子会社については、独立した法人であるとはいえ、完全親会社の一事業部門的な立場にあり、「一体的に事業を営んでいると評価することができる」ケースが多いと思われることから、本判決の立場は支持できるものと解する。

なお、平成19年判決や本件事案では完全親子会社のケースが問題とされたが、非完全親子会社の場合についてはどうだろうか。例えば、非完全子会社について、その親会社に経営を支配され、当該親会社の一事業部門的な立場にある企業も存在するといえる。平成19年判決や本判決の立場は完全親子会社間のみを対象としているようであるが、非完全親子会社のケースでも、当該親子会社の関係につき「一体的に事業を営んでいると評価することができる」状態が認められれば、本判決や平成19年判決の射程が非完全親子会社にも及ぶ可能性があることに留意する必要がある<sup>17)</sup>。

ところで、本判決は、B社がY社からX社に譲渡された後、B社は(Y社を介さずに)X社に建築資材を供給し、それをX社がリフォーム工事等に使用するなど、両社の関係につき「一体的に事業を営んでいると評価することができる」とした。X社とB社とが「一体的に事業を営んでいると評価」できるとした本判決の結論は支持できるが、その評価の内容についてはやや不足している点もあるように思われる。

そもそもB社は、Y社が必要とする建築資材等を中国から調達するのが主な業務であり、Y社の一事業部門的な立場にあったものを同国との取引のため法人組織化したといえる。

B 社はその後、Y 社の経営再建の一環として X 社に譲渡され、同社の完全子会社となったわけだが、Y 社代表者が B 社の取締役等を解任された後は、X 社が B 社の経営を完全に支配していたようであることから、平成 28 年 8 月以降、B 社は X 社の一事業部門的な立場にあったといえる。裁判所としては、こうした点にも触れつつ、X 社と B 社とが「一体的に事業を営んでいると評価」できるとした方が、より説得力があったのではないだろうか。

### 3.3.2 会社法433条2項3号所定の「当該株式会社の業務」の意義

本判決は、会社法 433 条 2 項 3 号所定の「(閲覧等が請求された) 株式会社の業務」につき、「株式会社が実際に営んでおり又は近い将来営む蓋然性が高い業務をいう」とする。

この点、これまでの事例においても、①会計帳簿等の閲覧等の被請求者（一般放送ほか映画・音楽・スポーツ事業の企画・制作、著作権等の取得・使用許諾、政治・経済等の情報収集・販売等を事業目的とする株式会社）の元代表者であった請求者（被請求者の発行済株式総数の 13% 余を所有）が、会社の行う新株発行価額の適正性や架空の売り上げを計上していた疑いを調査するため閲覧等を求めた事案につき、裁判所が、請求者が設立した新会社の業務目的（新会社は活動していなかったものの、被請求者と業務目的が類似していた）等を考慮しつつ、「近い将来旧会社と競争を行う蓋然性の高い新会社の関係者からの請求は、現に競争を行う会社の関係者からの請求と比べた場合、会社に甚大な被害を生じさせるおそれがある点において実質的に変わるところはない。そうすると、同条同号（旧商法 293 条ノ 7 第 2 号一筆者注）の『会社ト競争ヲ為ス会社』には、現に競争を行う会社のみならず、近い将来競争を行う蓋然性が高い会社も含まれると解するのが相当である」とし、請求者の請求拒絶を容認したもの（平成 6 年決定）や、②先述の平成 19 年判決では、「近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い者からの請求も相手方会社に甚大な被害を生じさせるおそれがある点では、現に競争関係にある者からの請求と実質的に変わるところはない。そうだとすると、会社法 433 条 2 項 3 号所定の『競争関係』とは、現に競争関係にある場合のほか、近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い場合をも含むものと解するのが相当である」との解釈が示され、この事案における請求者の営む事業と被請求者の営む業務とが現に競争関係にあるだけでなく、両者ともインターネットと放送の融合を目指している点で「近い将来においてその競争関係はますます厳しくなる蓋然性が高いものと認めるのが相当」とした。

平成 6 年決定は、被請求者と競争をなす会社（請求者）につき「現に競争を行う会社」「近い将来競争を行う蓋然性の高い会社」と指摘し、平成 19 年判決は、被請求者と競争関係にある請求者につき「現に競争関係にある者」「近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い者」と指摘している。平成 19 年判決は、平成 6 年決定の立場を踏襲したといえるが<sup>18)</sup>、本判決は、閲覧等請求が拒絶されないためには、被請求者が現に営んでいる業務だけでなく近い将来営む蓋然性の高い業務と請求者が営む事業とが競争関係に立たないこ

とを要するとしており、請求者ではなく被請求者を対象にしている点で、両裁判例とニュアンスが異なる。

平成6年決定に関連し、旧商法293条ノ7第2号所定の「競業」の概念について、取締役の競業禁止義務（会社法356条1項1号。旧商法264条）と同義であるとする見解がある<sup>19)</sup>。この見解は、会社の情報を取締役や（請求者である）株主が利己的に利用することに対する一般予防的な観点から両規定が同義であると捉えており<sup>20)</sup>、取締役の競業取引に係る対象が、会社が開業準備に着手している事業ほか、新規に進出することが合理的に予測される取引も含めていることから、旧商法293条ノ7第2号所定の「競業」についても、「近い将来競業を行う蓋然性の高い会社」も含まれると解している<sup>21)</sup>。

しかし、こうした裁判例や学説の立場に対しては、2つの規定の趣旨が異なることから、両者の競業概念を同一に捉える必要はなく、旧商法293条ノ7第2号については、請求者と被請求者とが競争関係にあるという客観的事実のみをもって拒絶事由の有無を判断すべきであり、「現に競業を行っている会社」に限定されるとする見解がある<sup>22)</sup>。

本判決のいう「近い将来営む蓋然性が高い業務」についてであるが、このうちの「近い将来営む蓋然性」を、請求者と被請求者との間における「近い将来競争関係が生じる蓋然性」と解すれば、平成6年決定や平成19年判決の立場と併せて検討することができるのではないだろうか。そうすると、「近い将来競争関係が生じる蓋然性」が高い場合とは、会計帳簿等の閲覧等請求により、被請求者が近い将来営む蓋然性が高い（開業準備に着手等している）業務に係る企業秘密等の情報を請求者が入手し、それを自身の営む事業のために利用する（ないしは、被請求者の現在の業務に係る企業秘密等の情報を請求者が入手し、それを自身が近い将来営む蓋然性が高い〔開業準備に着手等している〕事業のために利用する）ことで、両者が競争関係に立つことを意味するわけであるから<sup>23)</sup>、そうした競争関係の抑制と被請求者の業務に係る情報保護を図る上でも、請求者と被請求者との競争関係について「近い将来競争関係が生じる蓋然性」が高い場合も含めた3つの裁判例の立場は支持できるものと解する<sup>24)</sup>。なお、平成6年決定や平成19年判決では、請求者（実際には、平成6年決定では請求者の設立した新会社、平成19年判決では請求者の完全親会社）と被請求者との事業内容が類似していたことから、「近い将来競争関係が生じる蓋然性」が高いことの判断が比較的容易であった事案といえようか<sup>25)</sup>。

ところで、本判決は、X社とY社との競争関係の認定にあたり、①X社とその完全子会社B社が現在一体的に行っている事業のうち、建築資材の原材料の仕入れおよび輸入等の事業は、Y社が以前行っていた業務と同一であること、②X社がオリジナルの住宅設備や建材のオンライン販売を行っていること、③Y社が以前行っていた建築資材の原材料の仕入れ等の業務に係る仕入先や販売先等のノウハウは、Y社の企業価値を構成するものであり、Y社は規模を縮小したものの、当該ノウハウを利用してA社等と取引していることがうかがわれ、Y社が当該ノウハウを利用して業務を行うことが全くできないというべき事

情は認められないこと、などを指摘する。

本判決は、被請求者の営む業務に関し「近い将来営む蓋然性の高い業務」も含まれる旨判示するものの、それが本件事案のどの部分に当たるのかについての指摘はない。もっとも、本判決も認定するように、Y社は、平成29年9月以降も、規模は縮小したものの建設資材の仕入れ等の業務に係るノウハウを利用してA社等と取引していたようであり（X社がオンラインを通じて建材等を販売していた点にも留意する必要がある）、X社（およびその完全子会社B社）の営む事業とY社の営む業務とは現実に競争関係にあったと解されることから、本件事案については、「近い将来営む蓋然性の高い業務」に係る認定は必要なかったといえそうである。いずれにしても、X社とY社との競争関係を認定した本判決の立場は是認できよう<sup>26)</sup>。

### 3.3.3 その他の問題点

先述のように、平成21年最決が主観的要件不要説を採用していることから、本判決もその立場に従い、X社がB社と一体となって事業を営み、Y社との実質的な競争関係にあるとの事実から、X社の会計帳簿等の閲覧等請求に対しY社は拒絶できる旨判示したものと解されるが、判決中に、①X社とY社との間に取引に係る紛争が生じ、X社の閲覧等の請求が債権回収目的であることや、②Y社の収入および支出が一定程度明らかになっており、株主代表訴訟等の提起が必須となっているとはいえないこと、などを理由に、本項3号の拒絶事由を限定的に解すべき事情があるとはいえないとする個所がある。これは、請求者の閲覧等請求が自己の利益を目的としていない場合、あるいは、役員等の責任追及に係る調査に必要な被請求者の財務資料等が明らかになっていない場合には、請求者と被請求者とが実質的な競争関係にあっても、請求者による会計帳簿等の閲覧等請求が認められる可能性があることを示唆しているのであろうか。

平成21年最決の立場だと、請求者側が被請求者の不正等を明らかにするため（あるいは不正に伴う役員等の責任追及のため）帳簿等の閲覧等を請求しても、両者が競争関係にあるというだけで閲覧等請求が拒絶され、被請求者の不正等が明らかにされないおそれがある。そうした意味では、請求者と被請求者とが実質的に競争関係にある場合、基本的には請求者の会計帳簿等の閲覧等請求は拒絶されるものの、請求者側で請求理由について自己の利益（競業目的も含めた）のためではなく、被請求者の不正等を明らかにするためといったことが証明できれば、閲覧等請求が拒絶されないとする方が望ましいと考える。これは主観的意図推定説に立脚したものだが<sup>27)</sup>、同説に対しては、請求者が自己の主観的意図の不存在を証明することは容易ではないとの指摘もなされていることから<sup>28)</sup>、立法論も含め本項3号のあり方について検討する必要があるものと解する<sup>29)</sup>。

## 注

- 1) 江頭憲治郎＝弥永真生編『会社法コンメンタール10－計算等(2)』(商事法務、2011年)131頁〔久保田光昭執筆〕、江頭憲治郎『株式会社法〔第8版〕』(有斐閣、2021年)732頁等。閲覧等請求権は、監督是正権といった共益権だけでなく、株主が譲渡する株式に係る適切な価格を算定するため閲覧等を請求するといった自益権にも認められている(本文中に掲げた最判平成16・7・1を参照)。
- 2) 会計帳簿等の閲覧等請求権が一定の株主にのみ認められた少数株主権である理由は、会社荒らし等によりこの権利が濫用されるおそれがあるためとされる(旧商法293条ノ6・7の沿革や会社法433条との相違等につき、江頭＝弥永編・前掲注1)131頁〔久保田〕131頁以下、澤山裕文『アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権』(専修大学出版局、2019年)269頁以下等を参照)。
- 3) 親会社の総社員の100分の3以上を有する社員についても、裁判所の許可を得て、子会社の会計帳簿等の閲覧等を請求できるが、その際にも請求理由を明示する必要がある(会社法433条3項・4項)。
- 4) 江頭＝弥永編・前掲注1)131頁〔久保田〕140頁、伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征『会社法〔第5版〕』(有斐閣、2021年)285頁、江頭・前掲注1)736頁等。
- 5) 伊藤他・前掲注4)285頁。
- 6) 江頭＝弥永編・前掲注(1)131頁〔久保田〕142頁。
- 7) 大隅健一郎＝今井宏『会社法論(中)〔第3版〕』(有斐閣、1992年)510頁、田中誠二『会社法詳論(下)〔三全訂〕』(勁草書房、1994年)918頁、上田純子「帳簿閲覧請求の拒絶事由」神作裕之＝藤田友敬＝加藤貴仁編『会社法判例百選〔第4版〕』(有斐閣、2021年)153頁等。
- 8) 伊澤孝平『注解新会社法』(法文社、1950年)526頁。
- 9) 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編『新版注釈会社法(7)』(有斐閣、1988年)223頁〔和座一清執筆〕、近藤光男「会計帳簿閲覧・謄写請求と競業会社」商事1356号6頁(1994年)、高橋公忠「会計帳簿閲覧権の濫用と請求拒否事由」九州産業大学商経論叢38巻4号110頁(1998年)、藤原俊雄「株主の帳簿閲覧権の問題点」判タ1179号112頁(2005年)等ほか、後掲・注27)も参照。
- 10) 上柳＝鴻＝竹内編・前掲注9)222頁〔和座〕、大隅＝今井・前掲注7)510頁。
- 11) 立法担当者も旧商法293条の7第2号と本項3号との間に差異はないとの見解を示している(相澤哲編『一問一答新・会社法〔改訂版〕』(商事法務、2009年)145頁)。
- 12) なお、請求者側は閲覧等に係る訴訟を提起する前に、請求書類の閲覧等の仮処分命令を求める申立てをしていた。これに対し、東京地決平成19・6・15金判1270号40頁は、被請求者が請求者の閲覧等請求を拒絶することができる事由を認めることはできないものの、請求者側から仮処分を求める保全の必要性があることの疎明がないとして申立てを却下し、さらに、東京高決平成19・6・27金判1270号52頁は、請求者が被請求者の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、または近い将来において被請求者と競争関係に立つ蓋然性が高い者にあたることが一応認められ、また必要書類の閲覧等を仮処分によって求める必要性があることの疎明がないとして抗告を棄却した。
- 13) 弥永真生「判批」ジュリ1357号165頁以下(2008年)。ただし、この論者は、平成19年判決が請求者とその親会社が一体となって放送事業等を営んでいると評価できる点を具体的に認定していないと説く。
- 14) 山田純子「判批」リマークス37号102頁(2008年)。
- 15) 張笑男「判批」商事1926号57頁(2011年)。
- 16) その他、上田純子「判批」ジュリ1354号113頁以下(2008年)、長畑周史「判批」法研81巻8号125頁以下(2008年)等も参照。
- 17) なお、親子会社(請求者〔親会社〕と子会社)と被請求者との関係について、請求者が事業会社である場合や純粋持株会社である場合等に分けて詳細に論じたものとして、水島治「純粋持株会社における『実質的に競争関係にある事業』—純粋持株会社と会計帳簿閲覧謄写請求権」立命315号201頁以下を参照(2007年)。
- 18) 注12)で紹介した東京高決平成19・6・27も平成6年決定の立場を踏襲しているといえる。
- 19) 神作裕之「判批」ジュリ1068号105頁(1995年)。
- 20) 水島・前掲注17)192頁。
- 21) 神作・前掲注19)105頁。
- 22) 坂本延夫「判批」金判954号45頁(1994年)、中東正文「判批」判タ948号199頁(1997年)。その他、正井章彦「株主の帳簿閲覧請求権の行使をめぐる問題点」判タ917号170頁(1996年)、

- 高木康衣「最近の判例における会計帳簿閲覧請求の拒絶をめぐる問題」九国15巻3号168頁(2009年)等も参照。
- 23) 山田・前掲注14)103頁、張・前掲注15)58頁も参照。なお、伊藤靖史「判批」商事1482号30頁(1998年)は、平成6年決定は、競争関係の蓋然性の高さだけでなく、取得した企業秘密が競争に利用される蓋然性が高いことも理由としていると説く。
  - 24) 「近い将来競争関係が生じる蓋然性」については、各事案の具体的事実を照らして判断されることになるものと解する(片木晴彦「判批」判評433号244頁〔1995年〕を参照)。この点、平成6年決定は、競争を行う蓋然性の判断に当たって、請求者と被請求者の事業内容の異同、当該事業の形態と競争を行うことの難易、新会社の設立の経緯等が総合的に判断されると判示していたが、平成19年判決や本判決ではこうした指摘は一切ない。
  - 25) 平成21年最決に係る事案は、関係者が多く複雑なところがあるが、概括すると、請求者と被請求者とはいずれも名古屋市内で青果物の仲卸業者であり業務内容も同種であったが、帳簿等の閲覧等が請求された当時、被請求者は専ら野菜類を、請求者は専ら果実類をそれぞれ取り扱っていたことから、原審(名古屋高決平成20・8・8金判1314号45頁)は、現在のみならず近い将来においても取扱商品が競争する可能性がなく、さらに、請求者が被請求者の帳簿等の閲覧等により得られた営業秘密を自己の取引に利用することはないとの主観的意図に関わる立証がなされたとして、請求者の請求を認容している。
  - 26) なお、松井智予「本件判批」ジュリ1569号121頁(2022年)は、Y社が現にどのような事業を営み、近日中の事業再開見込みがあるのかどうか重要なはずだが、本判決がY社代表者の供述だけで同社の業務に係るノウハウの価値と保護の必要性を肯定したことに疑問を呈する。
  - 27) 福島洋尚「判批」金判1323号12頁(2009年)、受川環大「判批」判評609号31頁〔2009年〕、木俣由美「判批」ジュリ1398号125頁(2010年)、江頭=弥永編・前掲注1)131頁〔久保田〕等は、平成21年最決の立場を批判し、主観的意図推定説を支持する。前掲・名古屋高決平成20・8・8も主観的意図推定説の立場を採る。その他、澤山・前掲注2)308頁以下も参照。
  - 28) 坂本達也「判批」商事1971号53頁(2012年)。
  - 29) この点、松井・前掲注26)121頁も参照。黒沼悦郎「帳簿閲覧権」民商108巻4・5号524頁(1993年)は、競争会社の株主であることを拒否事由から削除すべきと説く。

(令和4年4月25日受付、令和4年6月25日再受付)